

市区町村別集計項目(推進体制等)

大阪府	
市区町村数	43

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問1				問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
						43	43	35				43					
27	100	大阪市	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課	1	1	1	1	大阪市男女共同参画推進条例	2002年12月4日	2003年1月1日		大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
27	140	堺市	市民人権局ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課	1	1	1	1	堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例	2002年3月28日	2002年4月1日		第5期さかい男女共同参画プラン	2022年4月	～	2027年3月	1	1
27	202	岸和田市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	岸和田市男女共同参画推進条例	2010年12月20日	2011年4月1日		第4期きしわだ男女共同参画推進プラン	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1
27	203	豊中市	人権政策課	1	2	1	1	豊中市男女共同参画推進条例	2003年10月10日	2003年10月10日		第3次豊中市男女共同参画計画	2022年4月	～	2032年3月	1	1
27	204	池田市	人権・文化国際課	1	2	1	1	池田市男女共同参画推進条例	2002年9月27日	2002年9月27日		第2次池田市男女共同参画推進計画(いけだパートナーシップ21)改訂版	2018年4月1日	～	2025年3月31日	1	1
27	205	吹田市	人権政策室	1	2	1	1	吹田市男女共同参画推進条例	2002年10月9日	2002年11月1日		第5次すいた男女共同参画プラン	2023年4月	～	2026年3月	1	1
27	206	泉大津市	人権くらしの相談課	1	2	1	1	泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例	2007年12月14日	2008年4月1日		第3次泉大津市男女共同参画推進計画	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
27	207	高槻市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	高槻市男女共同参画推進条例	2005年12月20日	2006年4月1日		第2次高槻市男女共同参画計画	2023年4月1日	～	2033年3月31日	1	1
27	208	貝塚市	貝塚市市民生活部人権政策課	1	2	1	1				0	貝塚市男女共同参画(第4期)コスモプラン	2023年4月	～	2033年3月	1	1
27	209	守口市	市民生活部人権室	1	2	1	1	守口市男女共同参画推進条例	2009年12月21日	2010年4月1日		第3次守口市男女共同参画推進計画(改訂版)	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
27	210	枚方市	人権政策室	1	2	1	1	枚方市男女共同参画推進条例	2010年3月31日	2010年4月1日		第3次枚方市男女共同参画計画改訂版	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
27	211	茨木市	市民文化部人権・男女共生課	1	1	1	1				3	いばらきジェンダー平等プラン(第3次茨木市男女共同参画計画)	2023年4月	～	2028年3月	1	1
27	212	八尾市	人権政策課	1	2	1	1	八尾市男女共同参画推進条例	2009年12月25日	2010年4月1日		八尾市はつらつプラン(改定版)～第3次八尾市男女共同参画基本計画～	2021年4月	～	2026年3月	1	1
27	213	泉佐野市	人権推進課	1	1	1	1	泉佐野市男女共同参画まちづくり条例	2017年3月27日	2017年4月1日		第3次泉佐野市男女共同参画推進計画	2022年4月1日	～	2032年3月31日	1	1
27	214	富田林市	人権・市民協働課	1	2	1	1	富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例	2011年3月18日	2011年4月1日		第3次富田林市男女共同参画計画(ウイズプラン)	2017年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
27	215	寝屋川市	人権・男女共同参画課	1	2	1	1				0	第5期ねやがわ男女共同参画プラン	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1
27	216	河内長野市	人権推進課	1	2	1	1	河内長野市男女共同参画条例	2005年9月29日	2006年1月1日		河内長野市男女共同参画計画(第4期)	2018年4月1日	～	2028年3月31日	1	1
27	217	松原市	松原市人権交流センター	1	2	1	1	松原市男女輝きまちづくり条例	2015年4月1日	2015年4月1日		第4期まつばら男女かがやきプラン	2019年4月	～	2024年3月	1	1
27	218	大東市	市民生活部人権室	1	2	1	1	大東市男女共同参画推進条例	2007年3月23日	2007年4月1日		第4次大東市男女共同参画社会行動計画	2019年4月	～	2029年3月	1	1
27	219	和泉市	和泉市総務部人権・男女参画室	1	1	1	1	和泉市男女共同参画推進条例	2007年7月11日	2007年8月1日		第3期和泉市男女共同参画行動計画	2015年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
27	220	箕面市	人権施策室	1	2	1	1				0	箕面市男女協働参画推進プラン	2021年4月	～	2031年3月	0	1
27	221	柏原市	人権推進課	1	2	1	1	柏原市男女共同参画推進条例	2006年12月25日	2007年4月1日		第3期かしわら男女共同参画プラン	2015年4月1日	～	2025年3月31日	1	1
27	222	羽曳野市	人権推進課	1	2	1	1	羽曳野市男女共同参画推進条例	2013年12月27日	2014年4月1日		第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン	2017年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
27	223	門真市	人権市民相談課	1	2	1	1	門真市男女共同参画推進条例	2005年3月31日	2005年4月1日		第3次かどま男女共同参画プラン	2023年4月	～	2033年3月	1	1
27	224	摂津市	人権女性政策課	1	1	1	1				0	第4期摂津市男女共同参画計画～ウイズプラン～	2022年4月1日	～	2032年3月31日	1	1
27	225	高石市	人権推進課	1	2	1	1				0	第2次高石市男女共同参画計画	2017年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
27	226	藤井寺市	協働人権課	1	2	1	1	藤井寺市男女共同参画推進条例	2011年3月25日	2011年4月1日		第4期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
27	227	東大阪市	多文化共生・男女共同参画課	1	1	1	1	東大阪市男女共同参画推進条例	2004年7月1日	2004年7月1日		第4次東大阪市男女共同参画推進計画	2021年4月	～	2031年3月	1	1
27	228	泉南市	人権推進課	1	1	1	1	泉南市男女平等参画推進条例	2011年12月26日	2012年4月1日		せんなん男女平等参画プラン	2022年4月	～	2033年3月	1	1
27	229	四條畷市	四條畷市市民生活部人権・市民相談課	1	2	1	1	四條畷市男女共同参画推進条例	2006年6月27日	2006年7月1日		第2次四條畷市男女共同参画推進計画	2017年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
27	230	交野市	人権と暮らしの相談課	1	2	1	1	交野市男女共同参画推進条例	2014年4月1日	2014年4月1日		第3次交野市男女共同参画計画	2023年4月	～	2033年3月	1	1
27	231	大阪狭山市	市民生活部市民相談・人権啓発グループ	1	2	1	1	大阪狭山市男女共同参画推進条例	2006年12月22日	2007年4月1日		第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン改定版	2014年4月1日	～	2024年3月31日	1	1
27	232	阪南市	人権推進課	1	2	1	1	阪南市男女共同参画推進条例	2014年3月27日	2014年4月1日		阪南市男女共同参画プラン	2017年4月1日	～	2028年3月31日	1	1
27	301	島本町	人権文化センター	1	2	1	1	島本町男女共同参画推進条例	2006年2月9日	2006年4月1日		しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会を目指す計画～(改定版)	2012年4月1日	～	2024年3月31日	1	1
27	321	豊能町	住民人権課	1	2	1	1				0	第2次豊能町男女共同参画プラン	2013年4月	～		0	1
27	322	能勢町	総務課	1	2	1	1				0	第2次能勢町男女共同参画プラン	2016年3月	～	2025年2月	0	1
27	341	忠岡町	企画人権課	1	2	1	1	忠岡町男女共同参画推進条例	2013年3月4日	2013年4月1日		第2次忠岡町男女共同参画計画	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1
27	361	熊取町	人権・女性活躍推進課	1	2	1	1	熊取町男女共同参画推進条例	2013年3月29日	2013年4月1日		熊取町第3次男女共同参画プラン	2023年4月	～	2033年3月	1	1

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1				男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
27	362	田尻町	総務部 企画人権課 人権・男女共生室	1	2	1	1	田尻町男女共同参画推進条例	2005年3月24日	2005年4月1日		第2次田尻町男女共同参画プラン(改定版)	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
27	366	岬町	岬町総務部人権推進課	1	2	1	1	岬町男女共同参画推進条例	2013年4月1日	2013年4月1日		第2次岬町男女共同参画プラン	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1	
27	381	太子町	政策総務部住民人権課	1	2	1	1	太子町男女共同参画推進条例	2013年12月27日	2014年4月1日		第2次太子町男女共同参画推進計画	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1	
27	382	河南町	人権男女共同社会室	1	2	1	1	河南町男女共同参画推進条例	2013年3月13日	2013年4月1日		かなんジェンダー平等推進プラン《2023~2032》	2023年4月1日 ~ 2032年3月31日	0	1	
27	383	千早赤阪村	健康福祉部住民課	1	2	1	1	千早赤阪村男女参画推進条例	2016年3月23日	2016年4月1日		第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)											問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等							単独	複合	施設管理			事業運営				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	直営	指定管理者			その他	直営	指定管理者	その他				
																		6	26	20	11
			32										6	26	20	11	1	18	9	5	
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター中央館	クレオ大阪中央	543-0002	大阪市天王寺区上汐5-6-25	06-6770-7200	06-6770-7705	https://creo-osaka.or.jp/chuou/	○		○							○		
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館	クレオ大阪子育て館	530-0041	大阪市北区天神橋6-4-20	06-6354-0106	06-6354-0277	https://creo-osaka.or.jp/north		○	○								○	
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター西部館	クレオ大阪西	554-0012	大阪市此花区西九条6-1-20	06-6460-7800	06-6460-9630	https://creo-osaka.or.jp/west/		○	○								○	
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター南部館	クレオ大阪南	547-0026	大阪市平野区喜連西6-2-33	06-6705-1100	06-6705-1140	https://creo-osaka.or.jp/south/		○	○								○	
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター東部館	クレオ大阪東	536-0014	大阪市城東区嶋野西2-1-21	06-6965-1200	06-6965-1500	https://creo-osaka.or.jp/east/		○	○								○	
27	140	堺市	堺市男女共同参画交流の広場		599-8123	大阪府堺市東区北野田1077アミナス北野田3階	072-236-8266	072-236-8277	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokyodosankaku/sodan_koryu/kyodo_sankakuhiroba.html		○	○								○	
27	140	堺市	堺市立男女共同参画センター	コクリコさかい	590-0955	大阪府堺市堺区宿院町東4丁1-27	072-223-9153	072-223-7685	https://www.city.sakai.lg.jp/yoyakuanai/bunrui/bunka/jinken/danjocenter.html	○		○								○	
27	202	岸和田市	岸和田市立男女共同参画センター		596-0042	大阪府岸和田市加守町4丁目6番18号	072-441-2535	072-441-2536	https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/20/		○	○								○	
27	203	豊中市	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ	すてっぷ	560-0026	大阪府豊中市玉井町1-1-501	06-6844-9772	06-6844-9706	https://toyonaka-step.jp		○	○								○	
27	204	池田市	池田市ダイバーシティセンター		563-0032	大阪府池田市石橋1-23-6 ツナガリエ石橋5階	072-768-8020	072-735-7589	https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/siminseikatsu/jinkenbunka/diversity/index.html		○	○								○	
27	205	吹田市	吹田市立男女共同参画センター	デュオ	564-0072	吹田市出口町2-1	06-6388-1451	06-6385-5411	https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018573/1018587/index.html		○	○								○	
27	206	泉大津市	いずみおおつ男女共同参画交流サロン	にんじんサロン	595-0025	大阪府泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪5階	0725-21-6555	0725-24-9017	https://ninjinsalon.org/		○	○								○	
27	207	高槻市	高槻市立男女共同参画センター		569-0804	高槻市紺屋町1-2	072-685-3725	072-686-2455	https://www.city.takatsuki.osaka.jp/life/1/12/57/		○	○								○	
27	208	貝塚市																			
27	209	守口市																			
27	210	枚方市	枚方市男女共生フロア・ウィル	ウィル	573-0032	枚方市岡東町12-3 ひらかたサンプラザ3号館	072-843-5636	072-843-5637	https://www.city.hirakata.osaka.jp/000010792.html		○	○								○	
27	211	茨木市	茨木市立男女共生センター	ローズWAM	567-0882	大阪府茨木市元町4番7号	072-620-9920	072-620-9921	https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/wam/index.html	○		○								○	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1		問6-4 所在地等						問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営			
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
27	212	八尾市	八尾市男女共同参画センター	すみれ	581-0003	大阪府八尾市本町2丁目4番10号 八尾市立社会福祉会館2階	072-923-4940	072-923-4940	https://yao-sumire.com/		○			○			○
27	213	泉佐野市	いずみさの女性センター		598-0005	大阪府泉佐野市市場東1丁目2-1レイクアルスタープラザ・カワサキ 生涯学習センター内	072-469-7125	072-469-7125	http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoudou/jinken/menu/ladyscenter/index.html		○		○				○
27	214	富田林市	富田林市男女共同参画センターウイズ		584-0084	富田林市桜丘町2-8(すばるホール3階)	0721-23-0030	0721-23-0030	https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/19/2108.html		○	○				○	
27	215	寝屋川市	寝屋川市立男女共同参画推進センター	ふらっとねやがわ	572-0042	大阪府寝屋川市東大和町2番14号市立産業振興センター(にぎわい創造館)5階	072-800-5789	072-800-5489	https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kikikanri/suishincenter/index.html		○	○				○	
27	216	河内長野市	河内長野市男女共同参画センター		586-0025	大阪府河内長野市昭栄町7-1	0721-54-0003		https://www.city.kawachinagano.lg.jp/life/2/12/74/		○	○				○	
27	217	松原市	松原市男女共同参画センター	はーとビュー	580-0023	松原市南新町2-141-1	072-332-5705	072-332-5710	https://www.city.matsubara.lg.jp/soshiki/jinken_center/index.html		○	○				○	
27	218	大東市	大東市立生涯学習センター「アクロス」内男女共同参画ルーム	アクロス	574-0036	大東市末広町1-301 ローレルスクエア住道サンタワー内	072-869-6505	072-870-1405	http://www.daito-across.jp		○		○				○
27	219	和泉市	和泉市男女共同参画センター	モアいずみ	594-0041	大阪府和泉市いぶき野五丁目4番7号	0725-57-6640	0725-57-6643	https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumubu/kyoudosankaku/gyoumu/moaizumi/index.html		○	○				○	
27	220	箕面市	箕面市男女協働参画ルーム		562-0015	大阪府箕面市稲1丁目14-5	072-724-6943	072-725-8360	https://www.city.minoh.lg.jp/jinken/danjokyodosankaku_room.html		○	○				○	
27	221	柏原市	柏原市立男女共同参画センター	フローラルセンター	582-8555	大阪府柏原市安堂町1番55号	072-972-1501	072-972-2131	http://www.city.kashiwara.osaka.jp/		○	○				○	
27	222	羽曳野市	はびきのレディースセンター		583-8585	羽曳野市誉田4-1-1	072-958-1111			○		○				○	
27	223	門真市	門真市女性サポートステーション	WESS	571-0066	大阪府門真市幸福町3-1 コア古川橋内	06-6900-8550	06-6900-8551	https://www.city.kadoma.osaka.jp/shisei/shisetsushokai/7/5613.html	○		○				○	
27	224	摂津市	摂津市立男女共同参画センター	ウイズせつつ	566-0021	大阪府摂津市南千里丘5番35号	06-4860-7112	06-4860-7113	http://www.with-settsu.jp		○	○				○	
27	225	高石市															
27	226	藤井寺市	男女共同参画ルーム		583-0035	大阪府藤井寺市北岡1-2-3市民総合会館本館3階	072-939-7020		https://www.city.fujiidera.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/kyoudoujinken/danjokyodosankaku/room.html		○	○				○	
27	227	東大阪市	東大阪市立男女共同参画センター	イコーラム	578-0941	東大阪市岩田町4-3-22-600	072-960-9201	072-960-9207	https://www.ikoramu.com/		○		○				○
27	228	泉南市															
27	229	四條畷市	男女共同参画ルーム		575-8501	大阪府四條畷市中野本町1-1	072-877-2121	072-879-5955		○		○				○	
27	230	交野市															
27	231	大阪狭山市	大阪狭山市男女共同参画推進センター	きらっとぴあ	589-0005	大阪狭山市狭山1丁目862-5	072-247-7047	072-247-7047	https://os-gender.jimdofree.com/		○	○					○
27	232	阪南市															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営				
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他			
27	301	島本町																
27	321	豊能町																
27	322	能勢町																
27	341	忠岡町																
27	361	熊取町																
27	362	田尻町																
27	366	岬町																
27	381	太子町																
27	382	河南町																
27	383	千早赤阪村																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			32					27	27	26	29	4	22	13	7	8	
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター中央館	2001年8月31日	21	29	246,469	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一時保育事業の実施
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館	1999年10月7日	9	2	62,103	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一時保育事業の実施
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター西部館	1994年9月1日	5	1	31,605	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一時保育事業の実施
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター南部館	1996年1月1日	9	6	50,051	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一時保育事業の実施
27	100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター東部館	1998年2月1日	9	2	45,627	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一時保育事業の実施
27	140	堺市	堺市男女共同参画交流の広場	2000年10月11日	0	23	6,747	○	○	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画に関する市民グループの活動の場の提供
27	140	堺市	堺市立男女共同参画センター	1980年9月1日	6	30	81,912	○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用者を対象とした一時保育事業の実施
27	202	岸和田市	岸和田市立男女共同参画センター	1989年11月1日	5	5	5,443	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	203	豊中市	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ	2000年11月17日	12	8	58,129	○	○	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画の推進に関する会議・研修・催し物へのセンター施設提供事業
27	204	池田市	池田市ダイバーシティセンター	2022年4月1日	1	7	33,279	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	205	吹田市	吹田市立男女共同参画センター	1987年6月1日	5	9	51,556	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一時保育事業。
27	206	泉大津市	いずみおおつ男女共同参画交流サロン	2006年10月1日	0	2	4,806	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	207	高槻市	高槻市立男女共同参画センター	1996年6月1日	2	4	5,003	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	208	貝塚市			0	0	0										
27	209	守口市			0	0	0										
27	210	枚方市	枚方市男女共生フロア・ウィル	1992年11月25日	13	12	12,123	○	○	○	○	○	○	○	○	○	災害備蓄品を活用した生理用品の無償配布
27	211	茨木市	茨木市立男女共生センター	2000年4月1日	6	9	108,359	○	○	○	○	○	○	○	○	○	貸館事業
27	212	八尾市	八尾市男女共同参画センター	2006年10月2日	7	1	11,446	○	○	○	○	○	○	○	○	○	災害備蓄品を活用した生理用品の配布
27	213	泉佐野市	いずみさの女性センター	1997年5月16日	0	0	2,829	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	214	富田林市	富田林市男女共同参画センターウィズ	2000年9月1日	0	1	541				○						貸館業務
27	215	寝屋川市	寝屋川市立男女共同参画推進センター	2001年11月24日	2	5	4,162	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	216	河内長野市	河内長野市男女共同参画センター	2002年7月9日	0	0	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	講演会・映画上映会の開催
27	217	松原市	松原市男女共同参画センター	2014年4月1日	9	1	3,280	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	218	大東市	大東市立生涯学習センター「アクロス」内男女共同参画ルーム	2006年4月1日	1	0	1,934		○	○	○		○				男女共同参画社会推進を目的とした映画上映会
27	219	和泉市	和泉市男女共同参画センター	2003年4月27日	0	8	29,355	○	○	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画推進事業(オアシス)助成金事業
27	220	箕面市	箕面市男女協働参画ルーム	1996年4月1日	7	0	2,614	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	221	柏原市	柏原市立男女共同参画センター	1995年11月24日	4	3	7,946	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一時保育事業
27	222	羽曳野市	はびきのレディースセンター	2000年4月1日	0	0	0			○							会議室の貸出

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
27	223	門真市	門真市女性サポートステーション	2015年10月9日	2	0	13,643	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	224	摂津市	摂津市立男女共同参画センター	1998年4月1日	2	6	4,721	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	225	高石市			0	0	0										
27	226	藤井寺市	男女共同参画ルーム	2002年11月1日	0	1	0				○						自主活動のためのスペース提供
27	227	東大阪市	東大阪市立男女共同参画センター	2003年4月14日	9	3	79,624	○	○	○	○	○	○	○	○	○	利用者への一時保育の提供等
27	228	泉南市			0	0	0										
27	229	四條畷市	男女共同参画ルーム	2009年10月1日	0	0	10			○	○						
27	230	交野市			0	0	0										
27	231	大阪狭山市	大阪狭山市男女共同参画推進センター	2008年9月1日	0	7	5,460	○	○	○	○	○			○		
27	232	阪南市			0	0	0										
27	301	島本町			0	0	0										
27	321	豊能町			0	0	0										
27	322	能勢町			0	0	0										
27	341	忠岡町			0	0	0										
27	361	熊取町			0	0	0										
27	362	田尻町			0	0	0										
27	366	岬町			0	0	0										
27	381	太子町			0	0	0										
27	382	河南町			0	0	0										
27	383	千早赤阪村			0	0	0										

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

大阪府

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
				5		33	1	3.0	55	2	3.6	10	0	0.0	10	0	0.0	7,645	1,383	18.1
27	100	大阪市				1	0	0.0	3	0	0.0									
27	140	堺市	1995年1月21日	女と男がいきるのやSAKAI宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0									
27	202	岸和田市				1	0	0.0	1	0	0.0						150	11	7.3	
27	203	豊中市	2018年7月2日	イクボス宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0						459	97	21.1	
27	204	池田市				1	1	100.0	2	0	0.0									
27	205	吹田市				1	0	0.0	2	0	0.0						591	127	21.5	
27	206	泉大津市				1	0	0.0	1	0	0.0						86	8	9.3	
27	207	高槻市				1	0	0.0	2	0	0.0						1041	286	27.5	
27	208	貝塚市				1	0	0.0	2	1	50.0						101	13	12.9	
27	209	守口市				1	0	0.0	0	0							175	17	9.7	
27	210	枚方市				1	0	0.0	3	0	0.0						516	120	23.3	
27	211	茨木市				1	0	0.0	2	0	0.0						498	104	20.9	
27	212	八尾市				1	0	0.0	2	0	0.0						746	190	25.5	
27	213	泉佐野市				1	0	0.0	2	0	0.0						83	8	9.6	
27	214	富田林市				1	0	0.0	2	0	0.0						218	36	16.5	
27	215	寝屋川市				1	0	0.0	2	0	0.0						200	22	11.0	
27	216	河内長野市				1	0	0.0	2	0	0.0						381	64	16.8	
27	217	松原市				1	0	0.0	2	1	50.0						255	44	17.3	
27	218	大東市				1	0	0.0	1	0	0.0						51	1	2.0	
27	219	和泉市				1	0	0.0	2	0	0.0						201	20	10.0	
27	220	箕面市				1	0	0.0	2	0	0.0						319	49	15.4	
27	221	柏原市				1	0	0.0	1	0	0.0						115	3	2.6	
27	222	羽曳野市				1	0	0.0	1	0	0.0						199	50	25.1	
27	223	門真市				1	0	0.0	2	0	0.0						119	24	20.2	
27	224	摂津市				1	0	0.0	2	0	0.0						100	15	15.0	
27	225	高石市				1	0	0.0	1	0	0.0						51	10	19.6	
27	226	藤井寺市				1	0	0.0	1	0	0.0						45	1	2.2	
27	227	東大阪市				1	0	0.0	3	0	0.0						390	20	5.1	
27	228	泉南市	2012年12月19日	泉南市男女平等参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0						33	0	0.0	
27	229	四條畷市	2011年3月20日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0						32	1	3.1	
27	230	交野市				1	0	0.0	1	0	0.0						23	1	4.3	
27	231	大阪狭山市	2014年4月30日	大阪狭山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0						87	14	16.1	
27	232	阪南市				1	0	0.0	1	0	0.0						60	2	3.3	
27	301	島本町										1	0	0.0	1	0	0.0	45	8	17.8
27	321	豊能町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	1	7.1

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち		副 市 区 長 数	うち		町 村 長 数	うち		副 町 村 長 数	うち		自 治 会 長 数	うち	
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称			宣 言 の 形 態	女 性 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 自 治 会 長 数
27	322	能勢町								1	0	0.0	1	0	0.0	44	0	0.0		
27	341	忠岡町								1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0		
27	361	熊取町								1	0	0.0	1	0	0.0	39	4	10.3		
27	362	田尻町								1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0		
27	366	岬町								1	0	0.0	2	0	0.0	61	4	6.6		
27	381	太子町								1		0.0	1		0.0	47	6	12.8		
27	382	河南町								1	0	0.0	0	0		33	2	6.1		
27	383	千早赤阪村								1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0		

- <選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1					調査時点コード															
		問8-1		問8-2								(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他										
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)				審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)		
27	361	熊取町	40%以上 60%以下	2033年3月	42	38	476	139	29.2	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3号の附属機関並びにこれに準じる機関	36	33	444	130	29.3	6	5	32	9	28.1	39	7	17.9	40	7	17.5	1		1		1	
27	362	田尻町	40.0	2025年3月	23	17	181	39	21.5	法令又は条例を根拠に設置されている審議会等	23	17	181	39	21.5	6	4	29	7	24.1	24	2	8.3	25	2	8.0	1		1		1	
27	366	岬町	40.0	2023年3月	9	9	154	27	17.5	政策・方針決定にかかわる審議会	9	9	135	25	18.5	6	3	33	4	12.1	39	4	10.3	40	4	10.0	1		1		1	
27	381	太子町	50.0	2030年3月	20	14	214	59	27.6		4	3	63	14	22.2	5	2	31	3	9.7	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
27	382	河南町	35.0	2023年3月	34	29	383	99	25.8	法令又は条例を根拠に設置されている審議会等	34	29	383	99	25.8	5	2	31	4	12.9	0	0	0.0	18	3	16.7	1		1		1	
27	383	千早赤阪村									17	12	130	32	24.6	5	3	27	5	18.5	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

大阪府

調査時点コード 1 2023年4月1日 2 その他

都道府県 市区町村 コード	市区町村 コード	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況					問11-5								
		管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職		部長 長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職		次長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職		課長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職	うち 女性 数	女性 比率 (%)	調査 時点 コード	その他	調査 時点 コード	その他													
					管理職 総数	うち 女性 数				女性 比率 (%)	管理職 総数				うち 女性 数	女性 比率 (%)																	管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	
					27100	大阪市				1,308	244				18.7	1,073																	190	17.7	87	14	16.1	80	13	16.3	257	38	14.8	212	32
27140	堺市	590	121	20.5	409	78	19.1	131	32	24.4	105	28	26.7	0	0	0.0	0	0	0.0	459	89	19.4	304	50	16.4	597	120	20.1	351	61	17.4	1109	340	30.7	672	216	32.1	1	16	5	31.3	4	1	25.0	1
27202	岸和田市	181	41	22.7	115	18	15.7	31	3	9.7	22	2	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	150	38	25.3	93	16	17.2	157	53	33.8	156	50	32.1	206	95	46.1	65	21	32.3	1	8	1	12.5	4	0	0.0	1

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都	市	区	府	町	村	コ	ロ	ド	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
										問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護
										33	1の合計	42	0	38	2		37	37	37	37	39	36
										8	2の合計	1	31	4	38		2	2	2	2	4	2
										1	3の合計	0	7		2		0	0	0	0	0	0
										1	4の合計	0	4				4	4	4	4	0	3
27	100	大阪市								1	大阪市会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	
										1	堺市議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	
27	140	堺市								1	堺市議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	
27	202	岸和田市								1	岸和田市議会	1	2	1	1		1	1	1	1	1	1
27	203	豊中市								1	豊中市議会	1	3	1	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
27	204	池田市	1	池田市議会	1	2	1	池田市議会会議規則 第1章 第1節 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 第1節 第89条 第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
27	205	吹田市	1	吹田市議会	1	2	1	吹田市議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員は、産前又は産後の期間にあるため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
27	206	泉大津市	1	泉大津市議会	1	2	1	泉大津市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
27	207	高槻市	1	高槻市議会	1	2	1	高槻市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
27	208	貝塚市	3	貝塚市議会	1	3	1	貝塚市議会 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間(産前の届出の期間が7週間以内の場合にあっては、9週間)を経過する日(多胎妊娠の場合にあっては、出産予定日の14週間前日から当該出産の日後9週間を経過する日)までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
27	209	守口市	1	守口市議会	1	2	1	守口市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
27	210	枚方市	1	枚方市議会	1	3	1	枚方市議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 2 議員は、出産のため欠席する場合は、出産の予定日を起算日とする8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から出産の日の翌日を起算日とする8週間後の日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2		1	1	1	1	1	1
27	211	茨木市	2	茨木市議会	2						2	2	2	2	2	2
27	212	八尾市	2	八尾市議会	1	2	1	八尾市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7							
コ ロ ニ ヤ ド	コ ロ ニ ヤ ド	コ ロ ニ ヤ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
27	213	泉佐野市	1	泉佐野市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、市長に届け出ることにより旧姓を使用することができる。	泉佐野市議会	1	2	1	泉佐野市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1	1
27	214	富田林市	1	富田林市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	富田林市議会	1	2	1	富田林市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1	
27	215	寝屋川市	1	寝屋川市職員の通称の使用に関する取扱要綱 (通称の使用) 第2条 職員は、婚姻等による改姓前に使用していた氏又は住民票に記載されている通称名(以下これを「通称」という。)を職務遂行上における当該職員の氏名として使用することができる。	寝屋川市議会	1	2	1	寝屋川市議会会議規則第83条の2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1	1
27	216	河内長野市	1	河内長野市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員(一般職の職員及び特別職の職員(任命権者、副市長、教育長、参与を除く。))をいう。以下同じ。))は、この要綱の定めるところにより、文書等(次に掲げるものを除く。以下同じ。))に旧姓を使用することができる。 (1) 税務署、大阪府市町村職員共済組合、全国健康保険協会、日本年金機構、金融機関等の機関又は法人の内務な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある文書等 (2) 人事・給与関係の電子情報処理組織に登録された情報に基づく文書等(前号に該当するもの及び人事異動辞令を除く。) (3) 前2号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められる文書等	河内長野市議会	1	2	1	河内長野市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1	1
27	217	松原市	1	松原市職員の旧姓使用取扱いについて 本市職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下、「婚姻等」という。))により、戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の氏(以下、「旧姓」という。))を職場において使用することについて下記のとおり取り扱うものとする。(旧姓の使用の手続等)1 職員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができることとする。	松原市議会	1	2	1	松原市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	4	
27	218	大東市	1	大東市職員服務規程 (旧姓の使用) 第9条 職員が、婚姻等により戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を改めた場合において、その後も継続的な対人関係及び業績の顕彰等を確保し、男女平等及び個人の尊厳を表現するため、法令等その他旧姓を使用できないと市長が認める場合を除き、引き続き旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第2号)を所屬長を経て、人事主管課長に届け出るものとし、旧姓を使用する職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所屬長を経て、人事主管課長に届け出なければならない。	大東市議会	1	2	1	大東市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1	1
27	219	和泉市	1	和泉市職員の旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この規程は、職員が婚姻その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するために、婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の届出等) 第2条 氏を改める職員で旧姓を使用しようとするものは、旧姓使用届(様式第1号)を、市長に届け出るものとする。 2 前項の届出を受理した場合、市長は、法的な問題が生じる恐れがなく、その職務遂行上支障を生じる恐れのない範囲内において、旧姓の使用を認め、速やかに旧姓使用職員台帳(様式第2号)に記入し、適正な運用管理に努めなければならない。 (対象文書等) 第3条 前条の規定により旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 専ら市の組織内で使用される文書等(職員の権利義務に係るものを除く。) (2) 職員の権利及び義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易であつて、旧姓使用を原因とする紛争が生じる恐れがないもの (3) 前2号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより、法的な問題が生じる恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等 (旧姓使用者の責務) 第4条 第2条の規定により旧姓を使用することのできる職員は、前条各号に掲げる文書等に氏名等を表示する場合は、必ず旧姓を使用することとし、常に市民、他の職員等に誤解や混乱が生じないように、努めなければならない。 2 所屬長は、所屬職員の適切な旧姓の使用に関し、必要な指示及び命令を行うことができる。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する職員で旧姓使用を中止しようとするものは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。 (実施日) 平成13年10月1日から実施する。	和泉市議会	1	2	1	和泉市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7											
コ ロ ニ ヤ	ド 名		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
27	220	箕面市	1	箕面市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、婚姻・養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の姓を改めた職員が、婚姻等の後も継続的な対人関係、業種の顕彰等を確保し、職場における男女平等と個人の尊重を実現するため、婚姻等の前の姓(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めることを目的とする。	箕面市議会	1	2	1	箕面市議会会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、日数を定めて出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
27	221	柏原市	1	柏原市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ対外的に誤解や混乱を招き、又は職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	柏原市議会	1	3	1	議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例 第4条第2項第3号	2						4	4	4	4	1	1
27	222	羽曳野市	1	羽曳野市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場、文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の届出) 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を所属長を通じて任命権者に提出するものとする。 2 使用する旧姓は、直前に称していた姓とする。 (旧姓使用することができるもの) 第3条 旧姓を使用することができる場合は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 (1) 法的な問題を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生じるおそれのないもの (責務) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓使用に当たっては、常に市民、他の職員等に混乱を生じさせないように努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)を所属長を通じて任命権者に提出するものとする。 (委任) 第6条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。	羽曳野市議会	1	2	1	羽曳野市議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第90条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	3						1	1	1	1	1	1
27	223	門真市	1	門真市職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第2条第1項 職員は、市長に届け出ることにより、法的な問題が生じるおそれなく、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	門真市議会	1	2	1	門真市議会会議規則 第一節 総則(欠席等の届け出) 第2条 2 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
27	224	摂津市	1	摂津市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を、所属長を経て任命権者に提出しなければならない。	摂津市議会	1	2	1	摂津市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 略 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
27	225	高石市	2		高石市議会	1	2	1	高石市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 略 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平27規1・令3規1・一改)	2						1	1	1	1	1	1
27	226	藤井寺市	1	藤井寺市職員の旧姓使用に関する要綱 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によりその戸籍上の氏を改めた後も、その職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する事に関し、必要な事項を定めるものとする。	藤井寺市議会	1	2	1	藤井寺市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定がないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)														
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。															
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他									
27	227	東大阪市	1	東大阪市職員旧姓使用取扱規定 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定める。 (定義) 第2条 この訓令において、「職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(単純な労働に雇用される一般職非常勤職員の給与の種別及び基準に関する条例(平成26年東大阪市条例第49号)第1条に規定する一般職非常勤職員及び東大阪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年東大阪市条例第2号)附則第2項の規定の適用を受ける職員を除く。)をいう。 (旧姓を使用することができる文書等の範囲) 第3条 旧姓を使用することができる文書等の範囲は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 旧姓を使用することにより、法的な問題を生じおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 旧姓を使用することにより、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生じおそれのないもの	東大阪市議会	1	2	1	東大阪市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2								1	1	1	1	1	1	1	
27	228	泉南市	1	職員旧制使用取扱要綱 第2条 職員は任命権者の承認を得ることにより、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧制を使用することができる。 第4条 任命権者は、職員から前条の申出があった場合は、旧制を使用について審査のうえ、旧制使用を承認するものとする。	大阪府泉南市議会	1	4	2		2								1	1	1	1	1	1		
27	229	四條畷市	1	四條畷市職員旧姓等使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏名(外国人登録上のものを含む。以下同じ。)を改めた後も、当該婚姻等により改める前の戸籍上の氏名(以下「旧姓等」という。)を職務上使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓等の使用) 第2条 職員は、次に掲げる場合を除き、任命権者の承認を受けて、職務上旧姓等を使用することができる。 (1) 法律、条例その他の国又は地方公共団体の規定に抵触する場合 (2) 職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれがある場合 (使用の申請) 第3条 職員は、前条の規定により旧姓等の使用の承認を受けようとするときは、旧姓等使用承認申請書(様式第1号)により任命権者に申請しなければならない。 (使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の規定による申請があった場合であって旧姓等の使用を承認したときは、旧姓等使用承認通知書(様式第2号)により当該職員に通知するものとする。 (他の任命権者の承認を受けた者の取扱い) 第5条 第2条の規定により旧姓等の使用の承認を受けて旧姓等を使用している職員(以下「旧姓等使用職員」という。)が、人事異動等により他の任命権者に属することとなった場合は、その属することとなった任命権者の承認を受けたものとみなし、引き続き旧姓等を使用することができるものとする。 (使用の中止) 第6条 旧姓等使用職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓等使用中止届(様式第3号)を任命権者に提出しなければならない。 (責務) 第7条 旧姓等使用職員は、旧姓等を使用するにあたって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱の実施に関して必要な事項は、各任命権者が定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の日に婚姻等によって戸籍上の氏名を改めた職員は、第3条に規定する旧姓等使用承認申請書を提出することにより、旧姓等の使用の承認を受けることができる。	四條畷市議会	1	3	1	四條畷市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあっては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。ただし、出産後において医師等の特別の指示の診断書により当該期間を延長する必要があるときは、当該出産の日後10週間(多胎妊娠の場合にあっては、12週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができるものとする。	1			四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬の支給方法) 第3条 議員報酬は、毎月支給する。 2 新たに市議会議員となった者にはその日から議員報酬を支給し、職の異動により議員報酬の額に変更が生じた市議会議員にはその日から変更後の額の議員報酬を支給する。 3 前項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、日割りによって計算する。 4 市議会議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散(以下「任期満了等」という。)によりその職を離れたときは、その月分までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。 第3条の2 前条の規定にかかわらず、市議会議員が長期欠席をした場合においては、閉会月(四條畷市議会の会期等に関する条例(平成28年条例第35号)第2条第1項各号(第1号を除く。))に規定するそれぞれの定例日(同条例第2項の規定により定例日を変更した場合は、当該変更後の日、以下「定例日」という。)の最終日(以下「閉会日」という。)の属する月をいう。)の翌月から出席月(閉会日後の最初の会議等に出席した日の属する月をいう。)の前月までの月分の議員報酬は、支給しない。 2 前項の「長期欠席」とは、定例日の初日から閉会日までの間に開かれる次に掲げる会議等の全てを欠席することをいう。 (1) 会議 (2) 委員会 (3) 協議等の場(議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。) (4) 議員の派遣及び委員の派遣 3 第1項の規定にかかわらず、当該長期欠席が産前、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者であること又は病院若しくは診療所への入院若しくは自宅療養であって医師の診断書の提出があり、議長が議会運営委員会に諮ってやむを得ないと認めた場合は、議員報酬を支給する。 第3条の3 前条第1項の規定にかかわらず、市議会議員が刑事事件の被告人又は被疑者として身体の拘束を受けていることにより同条例第2項各号の会議等を欠席したときは、当該欠席した日の属する月(以下この項において「欠席月」という。)以後の月分の議員報酬は、同日後において最初に同項各号の会議等に出席した日又は刑事事件の被告人若しくは被疑者として身体の拘束を受けていること以外の事由により同項各号の会議等を欠席した日の属する月(欠席月と同一の月である場合は、その翌月)以後の月分を除き、その支給を停止する。 2 前項の規定による議員報酬の支給の停止は、当該議員報酬の支給の停止の事由に係る刑事事件について公訴を提起しない処分があったとき又は無罪の裁判(無罪の裁判と同様の効果を有するものを含む。)が確定したときは、これを解除する。 3 第1項の規定による議員報酬の支給の停止の事由に係る刑事事件について有罪の裁判が確定したときは、同項の規定によりその支給を停止した議員報酬及び当該有罪の裁判において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の始期に属する月からその終期の属する月までの月分の議員報酬は、支給しない。この場合において、第1項の規定により支給を停止されるべきであった月分の議員報酬で既に支給を受けたものがあるときは、当該月分の議員報酬を支給された市議会議員は、これを返納しなければならない。	1	1	1	1	1	1	1	1				
27	230	交野市	2		交野市議会	1	4	2		3	重症患児・切迫早産・産後の体調不良等により予定日6週間～産後8週を除いても欠席期間が90日超の場合	4	4	4	4	2	1								

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
27	231	大阪狭山市	1	大阪狭山市職員旧姓使用取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の姓を改めた職員が、婚姻等の後も継続的な対人関係、業種の顕彰等確保し、職場における男女平等と個人の尊重を実現するため、婚姻等の前の姓(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めることを目的とする。	大阪狭山市議会	1	2	1	大阪狭山市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第90条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
27	232	阪南市	1	職員の旧姓使用についての事務取扱要綱を定めている。	阪南市議会	1	2	1	阪南市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条2 議員は出産のため出席できないとき、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
27	301	島本町	1	島本町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法的な問題が生じるおそれなく、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれない範囲内において、旧姓を使用することができる。	島本町議会	1	4	2		2		4	4	4	4	2	4
27	321	豊能町	2		豊能町議会	1	3	1	豊能町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
27	322	能勢町	1	能勢町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法的な問題が生じるおそれなく、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれない範囲内において、旧姓を使用することができる。	能勢町議会	1	3	1	能勢町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4
27	341	忠岡町	2		忠岡町議会	1	2	1	忠岡町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
27	361	熊取町	1	職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、旧姓使用届(様式第1号)を町長に提出することにより、法的な問題が生じるおそれなく、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれない範囲内において、旧姓を使用することができる。	熊取町議会	1	2	1	熊取町議会会議規則第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
27	362	田尻町	1	田尻町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、田尻町職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (対象文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令その他の規程の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生じおそれのないものとして、町長が認めるものとする。 (旧姓使用の申出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 町長は、前項の届出を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓の使用の承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。 2 前項の旧姓使用中止届を提出した職員は、当該旧姓を使用することができないものとする。 (旧姓使用の取消) 第6条 町長は、旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上その他の事由により支障があると認めるときは、当該旧姓の使用に係る承認を取消することができる。 (旧姓使用職員の責務等) 第7条 旧姓使用職員は、第2条に規定する文書等に氏名を表示するときは、必ず旧姓を使用することとし、常に住民、他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 職員は、文書等に旧姓使用職員の氏名を表示するときは、旧姓を使用するものとする。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。	田尻町議会	1	2	1	田尻町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前から当該出産の日8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
27	366	綱町	2	太子町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用)第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲において、旧姓を使用することができる。	綱町議会	1	4	2	太子町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						4	4	4	4	1	1
27	381	太子町	1	太子町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用)第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲において、旧姓を使用することができる。	太子町議会	1	2	1	太子町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
27	382	河南町	2	河南町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用)第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲において、旧姓を使用することができる。	河南町議会	1	2	1	河南町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
27	383	千早赤阪村	4	千早赤阪村職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用)第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲において、旧姓を使用することができる。	千早赤阪村議会	1	2	1	千早赤阪村議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						2	2	2	2	2	2

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
道	区	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
府	町	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11で、1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
県	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む)	1. 行っている。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	1. 行っている。	1. 行っている。	1. 研修において利用している。	1. 行っている。	1. 明記した規定があり、認めている。	問12-17で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		1. 位置づけられた規定がある。	
市	村	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. 行っていないが、今後、行わない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定はありますか。	2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定はありますか。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。			2. 位置づけられていない。	
コ	村	3. 設置または提供する予定である。	3. 設置または提供する予定である。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	3. 行っておらず、今後、行わない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定はありますか。	3. 行っておらず、今後、行わない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定はありますか。	3. 行っておらず、今後、行わない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定はありますか。	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。			3. その他(不明等)	
コ	村	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. なし	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。				
ド	名													
		0	2	10									12	
		2	2	8	7	0	3		9	6	2	10		
		0	0	25					6	6	7	17		29
		41	39						28	3	34	0		2
27	100	大阪府	4	4	3				3		3	2		2
27	140	堺市	2	2	2				1	1	1	2	1	堺市地域防災計画 災害応急対策 地震・津波編 第2章 応急復旧期の活動 第2節 指定避難所の開設・運営 第2 指定避難所の管理、運営 【危機管理室、市民人権局、健康福祉局、区役所、教育委員会】 2 指定避難所の管理、運営の留意点 市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促し、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるように配慮を求め、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。 また、指定避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや性的少数者の方等避難者の多様性に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。物資受け取りに性別による制限を設けず、必要な人にわたるようにする。誰が性的少数者であるか本人の許可なしに広めない(アウティングの禁止)、本人確認において戸籍名だけでなく通称でも確認可能とするなど性的少数者にも配慮した避難所運営に努める。
27	202	岸和田市	4	4	1	1			3			4	2	岸和田市議会議員政治倫理条例 (倫理基準) 第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準(以下「倫理基準」という。)を遵守しなければならない。 (9) セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等公序良俗に反する言動をしないこと。
27	203	豊中市	4	4	2				1	1	3	1	1	豊中市議会議員旧姓使用取扱事務局内規 (目的) 第1条 この内規は、豊中市議会議員(以下「議員」という。)が、婚姻、養子縁組、その他の事由(以下「婚姻等」という。)において戸籍上の姓を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の姓(以下「旧姓」という。)を議員活動に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。
27	204	池田市	4	4	1	1			1	1	3	2	1	池田市地域防災計画 (4)市民活動部 7男女共同参画の観点からの災害対応の周知等に関すること

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割					
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。			
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(等)が定められている倫理防規正 2. 議員向け研修を実施している 3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
27	204	池田市						(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員(市議会議員を除く。)をいう。 (2) ハラスメントパワー・ハラスメント(職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動等であって、相手方に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害することとなる行為をいう。)、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方に対して不快感を与える行為若しくはその行為によりその者の勤務環境を害し、又は勤務条件に不利益を与えることとなる行為をいう。)、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント(職場において、妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する産状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動によりその者の勤務環境が害されることとなる行為をいう。)、その他の誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。 (職員及び市議会議員の職務) 第3条 職員及び市議会議員は、他の職員及び市議会議員を職務遂行上の対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、他の職員及び市議会議員に対しハラスメントをしてはならない。 2 市長及び副市長は、職員がその能力を十分に発揮できるような職場環境を確保するため、職員に対するハラスメントの防止及びハラスメントを受けた職員への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因して職員の職場環境が害され、又は職員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。 3 市議会議長及び市議会副議長は、市議会議員がその能力を十分に発揮して活動できる環境を確保するため、市議会議員に対するハラスメントの防止及びハラスメントを受けた市議会議員への配慮に努めるとともに、ハラスメントに起因して市議会議員が活動できる環境を害され、又は市議会議員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。 (研修等) 第4条 市長は、職員のハラスメントに係る認識の向上に関して、その防止に係る実効性を高めるために必要な研修を実施するとともに、不断の自己研鑽に努めなければならない。 2 市議会議長は、市議会議員のハラスメントに係る認識の向上に関して、その防止に係る実効性を高めるために必要な研修を実施するとともに、不断の自己研鑽に努めなければならない。 (委任) 第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は市議会議長が別に定める。 附則 この条例は、公布の日から施行する。										
27	205	吹田市	4	4	3				3		3	1	吹田市議会議員の旧姓使用の取扱いに関する事務局内規 第1条 この内規は、吹田市議会議員(以下「議員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)において戸籍上の姓を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の姓(以下「旧姓」という。)を議員活動に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	2				
27	206	泉大津市	4	4	1		3	ハラスメント等を含むコンプライアンスに関する書籍を購入し、全議員に配布	3		3	2	2					
27	207	高槻市	4	4	3				3		3	1	高槻市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 第2条 議員は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める氏名等を議員の氏名等に使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第89条第8項の規定による認定を受けた通称(以下「通称名」という。) (2) 議員が婚姻、養子縁組等(以下「婚姻等」という。)の事由により戸籍の氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍の氏	1	高槻市地域防災計画 市は男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し、明確化しておくよう努める。			

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	に1. 関するハラスメント(ハラスメント)を防止する目的を有する議員向け相談窓口を設けている	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
27	208	貝塚市	4	4	1	1			3	3	1		2		貝塚市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準(以下「政治倫理基準」という。)を遵守しなければならない。 (9)セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等公序良俗に反する言動その他他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	貝塚市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 (申請) 第3条 通称名等を使用しようとする議員は、議長に対し、通称名等使用申請書(様式第1号)により申請しなければならない。 (承認) 第4条 議長は、前条の規定による申請が第2条の規定に該当する場合には、特段の事情がない限り、通称名等の使用を承認するものとする。
27	209	守口市	4	4	3				3	3	1		2		守口市議会議員の身上調査等に関する要綱 第4条 議員氏名として、当選証書記載の氏名に替えて公職選挙法制度の通称(以下「通称」という。)を使用しようとする議員は、任期開始後、速やかに、通称使用届(様式第2号)を提出するものとする。 2 通称使用届の提出がない場合は、当選証書記載の氏名を議員氏名として使用するものとする。	
27	210	枚方市	4	4	3				3	3	4		2			
27	211	茨木市	2	2	1	1			3	3	2		1		茨木市地域防災計画 第1部 総則 第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の分担 1 茨木市 (3) 市民対策部(部長:市民文化部長) ア 避難所・市民相談班(〇市民協働推進課、市民生活相談課、文化振興課、スポーツ推進課、市民課、人権・男女共生課、(各避難所要員)) 【災害予防対策】 〇外国人に対する支援体制整備に関すること 【災害応急対策・復旧・復興対策】 〇避難者の誘導に関すること 〇避難所の運営に関すること 〇福祉避難所(市民文化部所管)の運営に関すること 〇自治会長等地域住民との連絡調整に関すること 〇市民災害相談窓口の開設に関すること 〇遺体の収容及び火葬に関すること 〇対策部内各課との連絡調整並びに本部との連絡に関すること 〇物価の安定監視に関すること 〇被災動物の保護及び受入れに関すること 〇避難所の運営の総合調整に関すること 〇文化・スポーツ施設等(市民文化部所管)の管理に関すること	
27	212	八尾市	4	4	1		3		1	3	1		2		八尾市議会運営基準 八尾市議会における議員の通称名の使用について 1. 使用できる通称名の範囲 (1) 公職選挙法施行令に基づく認定を受けた氏名(ただし、戸籍上の氏名をひらがな又はカタカナで表記している場合を除く。) (2) 婚姻、養子縁組等により変更する前の戸籍上の氏名 (3) 戸籍名の旧字体を新字体へ改めた氏名 2. 使用の手続 議員人事記録調査票により、通称名の使用を届け出るものとする。この場合において、特段の事情がない限り、通称名の使用を承認するものとする。 3. その他 通称名の使用を承認された場合であっても、法令上又は実務上、混乱が生じよう戸籍名(本名)又は戸籍名と通称名を併記して使用することとする。 例)議員報酬の支給、源泉徴収票の発行、各種証明書など	
27	213	泉佐野市	4	4	2				1	3	1		1		泉佐野市議会議員通称等の使用に関する取扱要綱 第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条第8項に規定する通称として認められる場合 当該通称 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により氏名に変更があった場合 変更前の氏名	地域防災計画 ■泉佐野市災害対策本部事務分掌 〇総務部(部長:兼指揮調整G長・危機管理監)(副部長:兼受援調整G長・市民協働部長)(副部長:副部長理事)、本部運営班(班長:危機管理課長(副班長:自治振興課長・秘書課長・人権推進課長)) 〇事務分掌:男女共同参画の視点に立った被災者支援に関すること 【男女共同参画の視点からの被災者のニーズの把握】 市は、災害時における避難所生活の中で、女性被災者の状況に関する情報収集やニーズ、課題の集約といった男女共同参画の視点に立った被災者への対応、支援、救済を行うため、各避難所を巡回するとともに、女性のための相談窓口を設置する。
27	214	富田林市	4	4	3				3	3	4		2			

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を認めていますか。									1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
27	215	寝屋川市	4	4	3				2	2	3	2		1	寝屋川市地域防災計画 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第1節 総合的防災体制の整備 また、男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画に関する各部署の役割について、関係部局が連携して明確化しておくよう努める。
27	216	河内長野市	4	4	3				3		3	4		2	
27	217	松原市	4	4	3				3		3	2		2	
27	218	大東市	4	4	3				3		3	1		2	大東市議会議員の通称名等の使用に関する規程 (使用できる通称名等) 第2条 議員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める通称名等を議員氏名に使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により戸籍の氏に変更があった場合 変更前の戸籍の氏による氏名
27	219	和泉市	4	4	3				3		3	2		2	
27	220	箕面市	4	4	3				1	3	3	2		2	
27	221	柏原市	4	1	3				3		3	2		1	柏原市地域防災計画【資料編】資料11 柏原市防災会議委員一覧 柏原市防災会議委員に人権推進課「男女共同参画センター長」を委嘱している。
27	222	羽曳野市	4	4	3				3		3	4		3	
27	223	門真市	4	4	1	1			3		3	4		1	門真市地域防災計画 資料編 ※資料1-4「門真市災害対策本部事務分掌」から下記を引用 班名・班長 災害相談班・人権市民相談課長 部署名 地域政策課、市民課、人権市民相談課 主な事務分掌 1.災害に関する苦情受付及び処理に関すること 2.市民の災害相談に関すること 3.被災者応急用品等の確保、あつせん 4.施設利用者の安全確保及び施設の被害状況の調査に関すること 5.部内の連絡調整に関すること 6.本部の指示による各部署の応援に関すること
27	224	摂津市	4	4	3				3		3	2		2	
27	225	高石市	4	4	3				3		3	2		2	
27	226	藤井寺市	4	4	3				3		3	4		2	
27	227	東大阪市	4	4	3				3		3	2		1	東大阪市地域防災計画 ・第3編第2章第5節 指定避難所の運営等(実施担当) 防災体制部局等(公民連携協議室、人権文化部、市民生活部、福祉部、生活支援部、建築部) 1. 指定避難場所の管理・運営 (3)ク. 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮 ・第4編第2章第14節 指定避難所の運営等(実施担当) 防災体制部局等(公民連携協議室、人権文化部、市民生活部、福祉部、生活支援部、建築部) 1. 指定避難場所の管理・運営 (3)ク. 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
27	228	泉南市	4	4	3				3		3	4		2	
27	229	四條畷市	4	4	3				3		3	2		2	
27	230	交野市	4	4	1	1			3		3	1		2	交野市議会申し合わせ事項(※内部的な取り決めとして定めている) 14. その他 (2)旧姓使用について 議員が旧姓を使用する場合、市の取り扱いに準じて、議長(正副議長が選任されていないときにあっては議会議務局長)宛に、戸籍抄本を添付して旧姓使用申出書を提出すること。(平成19年10月1日)
27	231	大阪狭山市	4	4	3				3		3	4		1	大阪狭山市地域防災計画 P25 男女共同参画等の視点を取入れた、多様な主体との連携・協働

都 市 市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
道 区	府 町	区	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
県 村	町	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 る ハ 規 ス が 定 メ ン ル 倫 ト 理 防 規 止	す 2 議 員 向 け メ ン ト を 設 置 し て い る 窓 口 開	3 そ の 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)
27	232	阪南市	4	4	3					3		1		2	
27	301	島本町	4	4	3					3		4		2	
27	321	豊能町	4	4	2					1		2		2	
27	322	能勢町	4	4	3					3		2		2	
27	341	忠岡町	4	4	1	1				2		4		2	
27	361	熊取町	4	4	2					1		4		2	
27	362	田尻町	4	4	3					2		4	田尻町議会運営に関する申し合わせ 女性議員が複数いる場合は、各常任委員会にそれぞれ1名以上は所属する。	1	田尻町地域防災計画 防災関係機関の業務大綱 (1) 各部等共通 □ 男女共同参画の視点をもった防災・災害対応・復興支援に関すること
27	366	岬町	4	4	2					2		2		2	
27	381	太子町	4	4	2					2		4		2	
27	382	河南町	4	4	2					2		4		3	
27	383	千早赤阪村	4	1	1		3	研修の実施		1	1	2		2	